

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(連帯保証人) 第三条 条例第五条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営み修学資金返還の責を負うことができる者でなければならない。</p>	<p>(連帯保証人) 第三条 条例第五条に規定する連帯保証人は、<u>青森県に居住し、かつ</u>、独立の生計を営み修学資金返還の責を負うことができる者でなければならない。</p>